

# 福岡県公報

令和2年9月29日  
第139号

## 目次

### 告示(第738号-第743号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
<b>公 告</b>		
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課)	3
○地域森林計画の変更計画案の縦覧	(農山漁村振興課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(公園街路課)	5

### 選挙管理委員会

○政治団体の平成30年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	5
○政治団体の平成29年分収支報告書の要旨及び平成30年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	5

## 告 示

### 福岡県告示第738号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年9月福岡県告示第1453号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第739号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年9月福岡県告示第1445号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第740号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年7月福岡県告示第1051号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第741号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年9月福岡県告示第1462号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第742号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	杳尾橋線	行橋市大字元永1030番先から 行橋市大字元永1020番1先まで

**福岡県告示第743号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月福岡県告示第312号筑豊広域都市計画下水道事業鞍手公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 施行者の名称

鞍手町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道事業鞍手公共下水道

## 3 事業施行期間

平成8年6月13日から令和7年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 取用の部分

平成27年3月27日福岡県告示第312号の事業地に、次の区域を加える。

鞍手町大字小牧字居尻、字菰川添、字幸田、字中浮川、字半中及び字老良の一部並びに字種田及び字本村の全部。

平成27年3月27日福岡県告示第312号のうち次の地内において事業地を変更する。

。

鞍手町大字木月字新溝の一部並びに字大境、字黒木の全部。

同町大字小牧字伊予谷、字小清水、字前牟田、字藤郷及び字宮首の一部並びに字西牟田及び字大池の全部。

同町大字中山字下松尾、字下内、字重見、字小田山、字上松尾、字泉、字大正寺及び字濁りの一部。

## (2) 使用の部分

変更なし

**公 告**

## 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 放置車両の形態等

放置場所	飯塚市鯉田1590番地2 福岡県営鯉田住宅5棟付近
撤去通告貼付けの日	令和2年8月17日
メーカー名	HONDA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	飯塚 て 1960
所有者（運輸局等照会）	不明
車名	ライブ デイオ ZX
塗色	灰色及び黒色
車台番号	AF35-2009518
使用者（運輸局等照会）	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所 TEL 0948-21-3232

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称  
遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）
- 2 縦覧場所  
福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場
- 3 縦覧期間  
令和2年9月29日から同年10月28日まで
- 4 意見書の提出先  
福岡県農林水産部農山漁村振興課

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市干潟字下鶴2128番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市下見577番地2  
森山 将多

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字江辻字榎町64番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡志免町田富四丁目13-8  
松永 徳秀

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第97号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日  
令和2年9月29日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市上西鯨坂479番地3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑後市徳久179番1 プレジオけやきA105  
寺崎 俊太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市松崎字古原748番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市上岩田1056番地1  
柳 文生

公告

福岡県都市公園条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間  
令和2年9月29日から令和2年10月29日まで
- 2 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成30年分収支報告書の要旨（令和元年11月福岡県選挙管理委員会告示第79号）の一部を、次のとおり改める。

令和2年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成30年分収支報告書の要旨中、柳川山門医師連盟の項を次のとおり改める。

822 柳川山門医師連盟			
報告年月日		31.03.28	
1 収入総額		9,536,354	
前年繰越額		8,993,809	
本年収入額		542,545	
2 支出総額		1,215,404	
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(98人)		542,500
その他の収入		45	
一件十万円未満のもの		45	
4 支出の内訳			
経常経費		399,364	
備品・消耗品費		395,200	
事務所費		4,164	
政治活動費		816,040	
組織活動費		816,040	
5 資産等の内訳			
〔預金又は貯金〕			
		3,019,754	

福岡県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、福田健次後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成29年分収支報告書の要旨（平成30年11月福岡県選挙管理委員会告示106号）及び平成30年分収支報告書の要旨（令和元年11月福岡県選挙管理委員会告示第79号）の一部を、次のとおり改める。

令和2年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成29年分収支報告書の要旨中、福田健次後援会の項を次のとおり改める。

685 福田健次後援会		
報告年月日	30.03.27	
1 収入総額	6,000,105	
本年収入額	6,000,105	
2 支出総額	5,991,140	
3 本年収入の内訳		
寄附	6,000,000	
個人分	6,000,000	
その他の収入	105	
一件十万円未満のもの	105	
4 支出の内訳		
政治活動費	5,991,140	
組織活動費	3,312,859	
機関紙誌の発行その他の事業費	2,678,281	
宣伝事業費	2,678,281	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
片岡 誠二	1,000,000	中間市
蛙田 忠行	1,000,000	北九州市八幡西区
田中 大直	1,000,000	中間市
下川 悟史	1,000,000	中間市
白橋 和久	500,000	中間市
菊武 保幸	500,000	中間市
富田 裕二	1,000,000	中間市

平成30年分収支報告書の要旨中、福田健次後援会の項を次のとおり改める。

716 福田健次後援会	
報告年月日	31.03.26
1 収入総額	8,965
前年繰越額	8,965
2 支出総額	0